

戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付要綱

平成22年4月1日付け21政第192号農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 農林水産大臣は、戸別所得補償モデル対策を実施するため、戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱（平成22年4月1日付け21政第191号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業（以下「推進事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で実施要綱第2に定める都道府県又は都道府県協議会（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとする。

その交付に関しては、以下に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）
- (3) 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）
- (4) 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）
- (5) 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）
- (6) 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）

(目的)

第2 戸別所得補償制度は平成23年度からの実施を目指すこととしており、平成22年度は、戸別所得補償モデル対策（米戸別所得補償モデル事業及び水田利活用自給力向上事業。以下「モデル対策」という。）を実施することとしている。

このため、モデル対策の実施及び平成23年度からの本格実施への移行に必要な推進活動のうち、国に代わり都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 交付の対象経費及び補助率は以下のとおりとする。

区 分	経 費	補助率
戸別所得補償制度導入推進事業	1 都道府県段階推進事務費 実施要綱第2の1に掲げる都道府県段階の補助事業者及び間接補助事業者が行う推進事務に係る経費 2 地域段階推進事務費 実施要綱第2の2に掲げる地域段階の補助事業者及び間接補助事業者が行う推進事務に係る経費に対し、補助事業者が交付する経費	定額

(申請手続)

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、補助事業者は、正副2部を当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道に事務所を置く補助事業者にあつては北海道農政事務局長、沖縄県に事務所を置く補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に事務所を置く補助事業者にあつては地方農政局長とする。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。

2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、第3の推進事業に要する経費に対する当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（推進事業に要する経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 交付規則第2条の規定による1の申請書の提出時期は、地方農政局長等が別に定める日までとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第5 地方農政局長等は、第4の1の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、当該申請書の内容が当該推進事業の目的及び内容に照らし合わせて適正であるか等について審査の上、適正であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、速やかに別記様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に通知す

るものとする。

(申請の取り下げ)

第6 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第7 補助事業者は、推進事業の一部を他の者に委託する場合は、本要綱の各項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届けなければならない。

2 補助事業者は、推進事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、推進事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第8 補助事業者は、交付規則第3条第1号の規定により地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第3号の変更(中止又は廃止)承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、承認を受けなければならない。

2 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、第3に掲げる経費間の30%を超える増減及び事業実施主体の変更以外の変更とする。

3 地方農政局長等は、1の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

4 地方農政局長等は、1の変更(中止又は廃止)承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めたときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(概算払いの請求)

第9 補助事業者は、第5による交付決定通知をもとに補助金の概算払いを請求するときは、別記様式第4号により概算払請求書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(事業遅延の届出)

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号により事業遅延届を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11 補助事業者は、適正化法第12条の規定に基づく遂行状況報告について、補助金の交付の決定があった年度の10月31日現在において、別記様式第6号により遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の11月30日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第4号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 農林水産大臣は、前項に定める時期のほか、推進事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第12 交付規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第7号のとおりとし、補助金の交付決定があった年度の翌年度の4月10日（事業実施主体が地方公共団体であって、補助金の全額が概算払により交付された場合においては、補助金の交付決定があった年度の翌年度の6月10日）までに正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。

2 第4の2のただし書の規定により、当該補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2のただし書の適用を受けた事業実施主体は、1の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により第3の推進事業に要する経費に対する当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(実績報告書において、2の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額とする。)について別記様式第8号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13 地方農政局長等は、第12の実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査をするほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、実績報告書を受理した日から20日以内に別記様式第9号により補助事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助

金の返還を命ずるものとする。

- 3 2の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内の日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を当該補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部の交付を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、1の規定による取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、2の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 2の補助金の返還及び3の加算金の納付については、第13の3の規定を準用する。

(財産管理等)

第15 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（補助事業を他の団体に実施させた場合における財産を含む。）については、補助事業の完了後においても、交付規則に規定する処分の制限を設ける期間においては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第16 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘

案して、農林水産大臣が別に定める期間とする。

- 3 補助事業者は、2により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 第14の2の規定は、3の承認をする場合に準用する。

(帳簿等の保管)

第17 補助事業者は、交付規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備・保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、交付規則に定める処分制限期間を経過しないものがある場合にあつては、別記様式第10号の財産管理台帳、その他関係書類を整備・保管しなければならない。

別記様式第 1 号

交付申請書
(平成 2 2 年度戸別所得補償制度導入推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

住所
団体名 都道府県又は都道府県協議会
代表者 都道府県知事又は都道府県協議会長 印

平成 2 2 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付要綱（平成 2 2 年 4 月 1 日付け 2 1 政第 1 9 2 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 の規定により、平成 2 2 年度戸別所得補償制度導入推進事業費補助金の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 交付申請金額 金 〇〇〇円

3 事業の内容及び経費の内訳

(1) 都道府県推進活動計画（又は実績）

区 分	内 容	備 考
1. (主な取り組み) 2.	(実施時期、実施回数及び実施内容 等)	

注：都道府県推進活動計画（又は実績）欄の記載は、実施要綱第 4 の 1 の(1)に定める別記様式 1 の写しにより代えることができる。

(2) 経費の内訳

区 分	推進事業に要する経費	備 考		備 考
		補 助 金	そ の 他	
戸別所得補償制度導入推進事業費補助金	円			
1 都道府県段階推進事務費				
2 地域段階推進事務費				
合 計				

4 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
戸別所得補償制度導入推進事業費補助金		
1 都道府県段階推進事務費		
(1) 補助金		
(2) その他		
2 地域段階推進事務費		
(1) 補助金		
(2) その他		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	備 考
戸別所得補償制度導入推進事業費補助金 1 都道府県段階推進事務費 2 地域段階推進事務費		
合 計		

5 添付書類

(1) 都道府県

- ① 都道府県推進活動計画
- ② 補助金の交付に関する規定又は要綱

(2) 都道府県水田協議会又は都道府県担い手協議会

- ① 都道府県推進活動計画
- ② 都道府県水田農業推進協議会規約
- ③ 都道府県水田農業推進協議会業務方法書

別記様式第2号

交付決定通知書
(平成22年度戸別所得補償制度導入推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

都道府県知事又は都道府県協議会長 殿

〇〇農政局長 印
北海道農政事務所長 印
沖縄総合事務局長 印

戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21政第192号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第4の1に基づき、都道府県知事（都道府県協議会長）から提出のあった補助金交付申請書については、下記のとおり交付することに決定したので、交付要綱第5の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助金の交付決定額は、金 〇〇〇円とする。
- 2 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成22年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった平成22年度戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
- 3 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとの経費に対する交付決定額とする。
- 4 補助金の額並びに補助金対象経費及びその区分ごとの配分額は、申請書に添付された戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱（平成22年4月1日付け21政第191号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記様式1の都道府県推進活動計画のとおりとする。
- 5 都道府県協議会等の長は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、交付要綱、実施要綱に従わなければならない。
- 6 補助事業者は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合に

においては、当該概算払いを受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

- 7 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するよう努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 8 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、この補助金に係る実施要綱及び交付要綱に従い、交付の申請その他の手続を行う際は、補助事業者の承認等を受けることを条件としなければならない。

別記様式第3号

経費の配分及び事業内容の変更（中止又は廃止）承認申請書
（平成22年度戸別所得補償制度導入推進事業費補助金）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

住所
団体名 都道府県又は都道府県協議会
代表者 都道府県知事又は都道府県協議会長 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった戸別所得補償制度導入推進事業費補助金について下記の通り変更したいので、戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21政第192号農林水産事務次官依命通知）第8の1の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別紙様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したのから変更があったもの
に限り添付すること。

別記様式第4号

概算払請求書
 (平成22年度戸別所得補償制度導入推進事業費補助金)

番 号
 年 月 日

〇〇農政局長 (〇〇農政局総務部長) 殿
 北海道農政事務所長 (北海道農政事務所総務管理官) 殿
 沖縄総合事務局長 (沖縄総合事務局総務部長) 殿

住所
 団体名 都道府県又は都道府県協議会
 代表者 都道府県知事又は都道府県協議会長 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で候補金の交付決定の通知のあった事業について、戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付要綱(平成22年4月1日付け21政第192号農林水産事務次官依命通知)第9の規定に基づき概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A) - ((B)+(C))		備 考
		金 額	出来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高	
	円	円	%	円	%	円	%	
計								

(注) 「区分」の欄には、別紙様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第5号

事業遅延届
(平成22年度戸別所得補償制度導入推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

住所
団体名 都道府県又は都道府県協議会
代表者 都道府県知事又は都道府県協議会長 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった戸別所得補償制度導入推進事業費補助金に係る事業の遅延について、戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21政第192号農林水産事務次官依命通知）第10の規定に基づき下記の通り報告します。

記

1. 事業担当者名 [代表] (所属部局・職名)
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

別記様式第6号

遂行状況報告書
(平成22年度戸別所得補償制度導入推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

住所
団体名 都道府県又は都道府県協議会
代表者 都道府県知事又は都道府県協議会長 印

戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21政第192号農林水産事務次官依命通知）第11の1の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況 (22年10月31日)	進捗状況	備考
都道府県段階推進事務費	円	円	%	
地域段階推進事務費	円	円	%	

別記様式第7号

実績報告書
(平成22年度戸別所得補償制度導入推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

住所
団体名 都道府県又は都道府県協議会
代表者 都道府県知事又は都道府県協議会長 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21政第192号農林水産事務次官依命通知）第12の1の規定により、その実績を報告する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、交付金交付申請書又は変更交付申請書に添付したもののから変更があったものに限り添付すること。

別記様式第 8 号

消費税相当額報告書
(平成 22 年度戸別所得補償制度導入推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

住所
団体名 都道府県又は都道府県協議会
代表者 都道府県知事又は都道府県協議会長 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 政第 192 号農林水産事務次官依命通知）第 12 の 3 の規定により、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額
(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

別記様式第9号

補助金の額の確定について
(平成22年度戸別所得補償制度導入推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

都道府県知事又は都道府県協議会長 殿

〇〇農政局長 印
北海道農政事務所長 印
沖縄総合事務局長 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出のあった戸別所得補償制度導入推進事業費補助金実績報告書を審査した結果、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により交付決定した補助金額〇〇〇円については、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、金〇〇〇円に確定したので通知する。

番号	名称	規格・機種	数量	単位	取得			処分制限期間 (50万円以上の場合)		処分の状況			保管場所	備考
					単価 (単位：円)	取得金額 (単位：円)	年月日	耐用年数	処分制限 年月日	価格	処分の内容	年月日		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

- 注
- 1 1件の取得価格が50万円以上（消費税込み）の備品等の財産を取得した場合、処分制限期間の欄も記入するものとする。
 - 2 処分制限期間には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。
 - 3 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
 - 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
 - 6 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。